

## 福島第一原発事故が収束していないのに再稼動はとんでもない

武田 潔

東京電力福島第一原発は、事故後2年以上経った今も危機的な状況にあり、事故原因の究明は終わっていません。原子炉建屋内は高線量のため調査に入ることができず、国会事故調査委員会の指摘する地震による原子炉格納容器内にある機器・配管類の損傷がどのようになっているか未解明のままです。更に、地下水の流入によって放射能汚染水は増え続け、今なお、福島県各市町村からの避難民が全国に散在しています。原発事故は我々の希望を奪った、良く現実を見てほしい。再稼動はとんでもないと怒りの声が出ています。このような事故の収束も原因究明もないなかでつくられた新規制基準は事故の教訓を踏まえたものといえず、国民の安全が保障出来ないことは明らかです。7月8日新規制基準が施行され、北海道電力、関西電力、四国電力、九州電力が再稼動を申請しました。しかし、新規制基準施行後に行われた「朝日」「毎日」などのマスコミの世論調査では原発再稼動に対して反対が過半数を超えています。新規制基準は過酷事故が起こることを認め、炉心溶融を伴う重大事故に対する対策を義務づけています。しかし、福島原発の過酷事故が示すように一旦事故がおこれば放射性物質は空中に舞い上がり、風に乗って、大気、海洋、田畑、農作物、森林など広範囲に汚染は広がり、極めて深刻な事態になります。

今も福島県7町村（飯舘村、浪江町、葛尾町、

双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町）は自治体機能ごと避難が続いています。原発事故2年経っても避難している住民は15万人を超えています。原発事故の知らせを聞き、住民の多くは子供、高齢の母親、父親など家族を連れ、数日間の避難だと思い貴重品などわずかの身の回りの必要な物を持ち、指定された体育館などの施設に行きました。避難所には沢山の人が詰め掛けました。施設内にダンボールで仕切っただけの狭い所で長期の避難生活を送ることになりました。その後、仮設住宅に移りましたが、原発事故前までは二世帯、三世帯が同居する一戸建ての広い家、屋敷に住んでいたもので、狭い住居で仕事がない、話す人がいないなど不健康になり、避難生活はストレスが多く、亡くなった人が出ました。避難生活をするなかで食事が取れなくなり衰弱していき、命を縮めたのです。子供を連れて避難した家族が避難先の学校で差別されたり、いじめに遭うという事態も起こりました。被災者・避難民自ら命を絶った人もおりますし、避難過程で亡くなった人など福島県の災害関連死者数は1,459人(福島民報 8月28日)にもなっています。

避難民から復興住宅を作ってほしいという要望が出ています。仮設住宅は狭いですから、日常の生活用品が置けない上、プライバシーが保てない。農業の再建はどうするのか、健康管理をどうするのか、いつ戻れるのか、戻

れない期間をどうするのか、課題は山積しています。しかし、国からは明確な方針が出されていません。事故後の復旧・復興をどうするのか、東電任せにしないで国策として原発を進めてきた国が責任を持つべきです。

家屋、山林などの除染が放射線量の高い地域において行われていますが、既に帰還した場所においても除染は生活に絡んで様々な問題があります。同じ家屋、圃場でも放射線量の低い所があり、高い所が点在します。また、今の技術では放射性物質を放射能を持たない安全な物質に変えることができないので自然に崩壊して安全な物質に変わるのを待つしかありません。それ故、除染した後の土壌を別の場所に隔離して保管する保管場所が必要になります。これらのことを十分に配慮した取り組みが必要です。帰村宣言をして役場機能も村に戻してから1年を過ぎた福島県川内村の帰還者は4月1日現在、2,816人に対し、1,299人（村内に週4日以上生活する村民）になり、既存率は46.1%になりました。このうち完全帰還者は505人です。川内村に住んできた住民でも仮設住宅で避難生活を続けながら週末に戻る二重生活を余儀なくされている人もいます。戻れない一番の要因は医療機関がないことです。病院に通っている人などは帰れないのが現状です。村に戻る村民は徐々に増えていますが、40代以下は少ない。難指示解除準備区域の上限は空間放射線量で年間20ミリシーベルトですが、除染が済んでも年間被曝線量が1ミリシーベルト以下の水準にならなければ低線量の放射線による被曝の不安があるからです。戻るか、戻らないかと早期帰還を迫れば住民の間に分裂が生じ、被災者・避難民は健康の不安を抱えたうえに家族、地域の崩壊の不安を一層大きくします。父親が働くために家に残り、子供を学校に通

わせるために母親が子供を連れて避難先で生活するなど自主避難した人も沢山います。また、原発から50kmも離れた新地町などの住民は津波で被災し、そのうえ、原発事故により海が放射能で汚染され、漁師は漁に出られず、仕事場を奪われました。放射能がなくなり、漁に出られるのはいつになるのか、賠償はいつまで続くのか、なにも分からない。被災者は生業を奪われ、地域社会の崩壊を心配しています。福島第一原子力発電所で今も続いている事故が風化させられようとしているからです。

被災者・避難民は放射線被曝を心配し、居住地、店舗、田畑、職場、公共施設などの地域産業、地域経済に欠かせない諸施設が使用できなくなり、同郷の住民の絆の崩壊が起こることを心配しています。6月27日に日本学術会議の社会学委員会から「原発災害からの回復と復興のために必要な課題と取り組み態勢についての提言」が出されましたが、大変重要なことが提言されています。

1つは低線量被曝についてです。低線量被曝の長期的影響については様々意見・学説があり、広範な科学者たちが合意するような統合的な知が存在することが必要であるが、現時点ではない。被曝検査を徹底し、早い時期から医学的データを積み上げ、専門家の間での共通の認識を形成する「科学的検討の場」を設ける必要がある。

2つ目は被災者手帳です。被災者が元来の所属自治体と、避難先の自治体のそれぞれにおいて生活再建に関わる諸権利の保持者であることを明確にするために「被災者手帳」を交付し、さまざまな支援措置の給付が円滑に可能なようにするべきである。健康管理については短期で決着をつけようとはせず、20年30年のスパンで健康を管理する計画を今から

立てる必要がある。実際、現在被曝した子供たちが次に子を産み終えるまで政府の責任は続くとしています。

3つ目はコミュニティの再建と帰還問題です。避難指示区域においては地域全体が放射能で汚染され、地域住民が全員長期にわたって避難をせざるを得ないという事態が生じた。これらについては次のように述べています。避難先での各種の住民サービスや住民としての権利を確保するためには避難先において住民登録することが、現在の法制度の中では、最も効果的で必要な方法である。しかし、もしそのような形で、避難先への住民登録移動が累増すれば、避難元町村に属する住民数は減少せざるを得ず、その状況が極端に進めば消滅の危機に直面する事になる。これに対して避難先での「居住証明」を発行するという対処が、当面は実施されているが避難先での住民としての権利を長期的に保障するためには「居住証明」だけでは不十分である。このようなジレンマ状況を解決するためには、「二重の地位の保障の仕組み」と「長期避難者の生活拠点とネットワーク形成」という二つの政策が必要である。「二重の地位の保障の仕組み」を具体化する一つの有力な方式が「二重住民登録」という考え方であり、そのような制度を導入出来れば、住民の地位と権利の二重の保障が可能となるだろう。原発災害により長期避難を強いられている避難者には、現在の避難先での住民登録を行うとともに、もともとの居住していた自治体においてもその住民としての地位を付与し、当該自治体の今後のありかたや復興計画の策定などの決定過程に参画できるような仕組みを整備することが考えられる。

4つ目は生活拠点とネットワーク形成です。「長期避難者の生活拠点とネットワーク形成」

とは、長期避難せざるを得ない人びとが、避難期間においても安心して居住し通常の生活を送れる条件を整備するとともに、元の町村の人間関係や行政組織との関係を維持し、孤立しないようにすることである。その関係を維持するためには、住民間のネットワークとコミュニティの維持のための多面的工夫が必要である。被災者・避難者が自分達を結ぶネットワーク形成の中心的担い手となることであり、行政がそれを物心両面で支援し、それと連携することである。

福島原発災害は未曾有の被害であり、従来の法制度枠組みでは適切な対処に不十分であるところから、絶えず、被災地・被災者の実情を総合的に調査して、その知見を住民と行政の話し合いの場にフィードバックして、よりの確に政策を形成し、より効果的な対処の方策を実施していく必要があると述べています。

原発は決して安全なものではなく、1979年にスリーマイル島原発事故が起こり、1986年にはチェルノブイリ原発で起こった事故は国際原子力事象評価尺度（INES）において最悪のレベル7に分類される事故でした。これらの原発事故が起こっていたにもかかわらず、日本の原発は「放射性物質は原子炉の中に二重三重に閉じ込められており、外に出る事はない、絶対に安全である。」という安全神話が作られました。しかし、福島第一原発の事故は原子炉の中に放射性物質を完全に封じ込める技術がないことを示しました。国会事故調査委員会は、「事故は継続しており、被災後の福島第一原発の建物と設備の脆弱性及び被害を受けた住民への対応は急務である。」と認識する。また「この事故報告が提出されることで、事故が過去のものとしてされてしまうこと」に強い危惧を覚える。日本全体、そして世界に大きな影響を与え



今なお続いているこの事故は、今後も独立した第三者によって継続して厳しく監視、検証されるべきである。」として提言7に、「未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回扱わなかった廃炉の道筋や、使用済核燃料問題等、国民生活に重大な影響のあるテーマについて調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として原子力臨時調査委員会(仮称)を設置する。」と提言しました。原子力カムラではなく、原子力事業者、行政機関から独立した専門家の委員会であれば極めて重要な役割をすることができると期待できます。

東京電力は7月22日、福島第一原発敷地内で海側の観測井戸の地下水から高濃度の放射性物質が検出されている問題で、地下水が海へ流出していたことを初めて認めました。5月に採取した地下水からストロンチウム90やトリチウムが検出され、近くの海水からもトリチウム濃度が高かったことから海へ流出している疑いが強いと指摘されていましたが、東電は認めてきませんでした。

発電所の敷地内に放射能汚染水貯蔵タンクが沢山並べられています。1~4号機の建屋内には溶融燃料を冷やした大量の水と敷地の山側から原子炉建屋に400トンの地下水が流れ込んでいるため高濃度の汚染水になって日々増え続けています。容量1000トンのタンクは2日半で満杯になります。既にタンクに保管された汚染水は40万トンになり、2年後に70万トンまで作る事になっていますが、増え続ける汚染水を止める見通しは立っていません。8月20日には、高濃度放射能汚染水貯蔵タンクから大量に漏れ、汚染水300トンが地中に流出しました。300トンに含まれる放射性物質は24兆ベクレルと推計され、この事故は、国際原子力事故評価尺度(INES)でレベル3(重大な異常事象)の事故になってしまいました。

福島原発事故は収束していません。東電に資料を全面公開させ、事故対策に政府が全責任を負うという立場に立つことです。専門的叡智を結集して放射能汚染水を海に流さない対策を立て、対処しなければならない「放射能汚染水問題」は緊急を要する課題です。

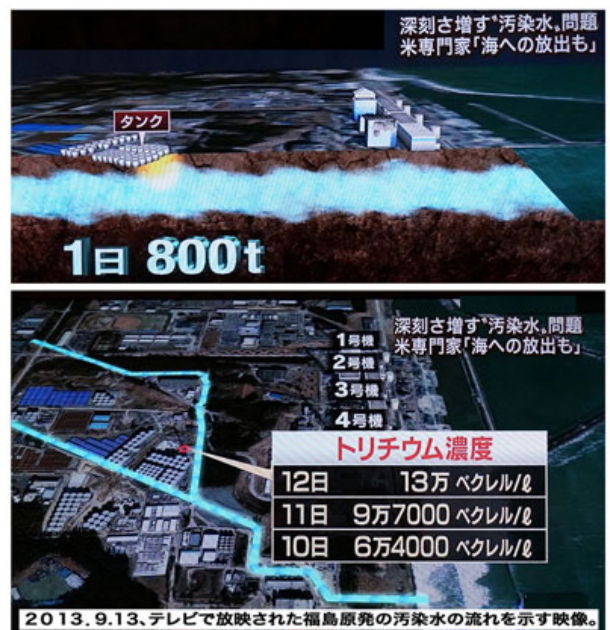
(2013年9月2日)

**福島の今・・・** 原発建屋外に林立するタンクからの漏水で、流量800t/dayにもなる地下水が汚染されているとの指摘もある。トリチウムの量も日々増大している。

原発周辺地下を凍結するなどという、その場凌ぎの愚策を含む汚染コントロール案が発表されています。少しでも科学的知識をもつなら、これで放射能汚染が解消されるとは到底思わないでしょう。国際的な場で、「放射能汚染は完全にコントロール出来る・・・」などと公言する首相と、この嘘を直ちに批判することもなく追認しようとする田中俊一原子力規制委員長の責任も厳しく批判されるべきでしょう。(上原 満)



Attempts to Control Contamination by Radioactivity in Fukushima (Published: September 3, 2013)



## 「第15回講演と対話のつどい」のお知らせ

(入場無料、どなたでも参加出来ます)

### “安倍内閣のもと、日本は何処へ向かおうとするのか？”

日 時：2013年10月27日(日) 13:30~16:30 (13 時開場)

会 場：つくば市大穂交流センター 視聴覚室 (2階)

安倍政権が復活して9ヶ月、武器輸出三原則の大幅緩和を手始めに、福島原発の過大事故の後処理も見通しがたない状況で、いち早く原発再稼働を表明し、消費税増税・賃金抑制と物価上昇・TPP参加など、国の経営と国民生活に真っ向から反する政策を進め、“社会保障切り捨て”さえも画策しています。その上、昨年末の衆議院選挙では敢えて争点を外した憲法問題を前面に掲げ、いわば復古調憲法への回帰ともいえる「憲法改正」を目指しています。これは国民主権と国の在り方に、そして国際関係にも大きな影響を及ぼす深刻な問題です。

当会では、この大変危険な体質をもつ安倍内閣のもとで、現実には“日本が何処へ向かおうとしているのか”を分析し、話し合うために、「第15回講演と対話のつどい」を開くことにしました。集会では、憲法学者の浦田一郎氏をお迎えして「安倍政権下の憲法の危機」と題した、集団的自衛権論を中心にした講演をしていただきます。地域の9条の会などで活動されている3人の方々にも、それぞれ15分程度の時間でお話をさせていただきます。全体討論では、皆様の積極的な参加をお願いします。

#### プログラム

13:30 開会挨拶

13:35 講 演 浦田一郎氏 (明治大学法学部教授 憲法学)

「安倍政権下の憲法の危機 ~集団的自衛権論を中心に~」

14:35 話題提供

児玉正文氏 (前全農林筑波地本書記長)

樋田幸夫氏 (憲法9条の会つくば)

和氣正芳氏 (KEK九条の会)

15:20 休憩

15:30 事務局からのお願い

15:35 全体討論

16:30 閉会挨拶

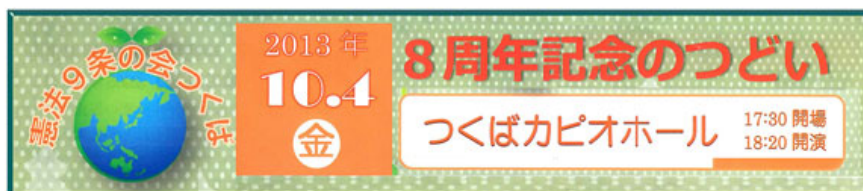
主催： 筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会



## 関連団体の活動

2013年10月4日（金）

「憲法9条の会つくば8周年記念のつどい」（参加費：500円／学生・高校生無料）



◆憲法9条の会つくば8周年記念のつどい◆ 2013/10/4/ Fri.

\*プレ企画・記録映画上映

14:30~16:30

記録映画「教えられなかった戦争・沖縄編」  
阿波根昌鴻・伊江島のたたかい



\*プログラム（予定）

17:30 開場

18:20 開会挨拶 オープニング 和太鼓演奏：片平博さん

18:30 活動報告と今後の方針

18:50 映画上映「沖縄戦の証言」35分

19:30 『ピースコンサート』

筑波大学アカペラサークル Doo-Wop  
堀部一寿さん

20:00 ロビーホワイエへ移動

20:10 9条カフェ

21:00 閉会



主 催：憲法9条の会つくば  
問合せ：080-5888-7824（事務局）029-856-2286（長田）  
029-858-1597（穂積）029-851-7069（武田）  
<http://peace.arrow.jp/tsukuba/>

### 事務局だより

◎ ニュースの原稿を募集しています。  
1000~1500字程度でお願いします。

◎ 「会」へのお問い合わせは  
安田公三：TEL/Fax：029-847-3884  
武田 潔：e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp

これまでの賛同者数 830名

2013年8月31日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学  
9条の会アピール」への賛同署名をお願い  
しています。

<http://peace.arrow.jp/tsc/>  
にアクセスして下さい。